

研究区分	教員特別研究推進 地域振興
------	---------------

研究テーマ	静岡における社会的課題に応える政策研究				
研究組織	代 表 者	所属・職名	経営情報学部・教授	氏名	藤本 健太郎
	研究分担者	所属・職名	経営情報学部・講師	氏名	寺崎 竜雄
		所属・職名		氏名	
		所属・職名		氏名	
	発 表 者	所属・職名	経営情報学部・講師	氏名	寺崎 竜雄

講演題目
富士山登山者管理政策の現状と課題
研究の目的、成果及び今後の展望
富士山の登山者管理は、世界遺産登録時に世界遺産委員会による上方の登山道の収容力の研究成果に基づく「来訪者管理戦略」策定の要請をきっかけに取り組まれてきた。一方で、弾丸登山と称される無謀な登山の増大に伴い、登山者管理の強化が静岡・山梨両県の急務となった。本研究は、富士山登山者管理政策の変遷、現状と課題の整理、今後の方向性を考察することを目的に取り組んだ。 山梨県は、2023 年度から登山者規制の検討を本格化し、関係者らとの協議を重ねた上で、「山梨県富士山における登山の適正化に関する条例」をはじめとする三つの条例を 2024 年 3 月に制定した。これにより 2024 年度シーズンは、吉田口登山道の五合目に入口ゲートを設置し、午後 4 時から翌朝 3 時までの入山を禁止、一日当たりの登山者数の上限を 4,000 人に設定、任意の一人当たり 1,000 円の富士山保全協力金の他に通行料（施設使用料）として 2,000 円の支払いを義務付けた。また、2025 年度は入山禁止時間を拡大し、保全協力金を廃止して入山料（通行料）を 4,000 円に上げることとした。 これに対して静岡県では、法的拘束力のある規制手法としてエコツーリズム推進法適用の研究に着手したが、2024 年度の入山管理は「静岡県富士登山事前登録システム」を用いた富士登山ルール・マナーの事前学習の徹底にとどまった。実効力の面では山梨県側より緩いものであり、山梨県側と足並みを揃えるべきだという見解も聞かれた。背景には、登山道が県有地である山梨県に対して、静岡県側の三つの登山ルートは国有地であり、土地の権原上対応が難しい点が指摘できる。こうした中で静岡県は、2025 年シーズンは事前学習に加えて入山規制時間を設定し、入山料（入山手数料）を科すこととした。負担金は「入山料」という表現で統一して周知するが、両県ではその根拠が異なっている。 富士山登山者管理では、安全管理、資源の保全、そして仕組みを継続していくための持続的な管理体制、管理に係る経費が課題となる。入山料は管理費に見合う水準として設定しているが、県職員の人件費や、そこに至るまでにかかった費用などを考慮すると、賄いきれる価格とは言えない。また、制度上はルールの違反者に対する罰則がないことも現場レベルでのトラブルの要因になりうる。 このように異なる根拠によって入山規制をしているが、両者共通の規制手法として自然公園法の利用調整地区制度がある。しかしながら、同法では指定区域への立入り時の利用者負担は、諸手続きに係る関係事務のための実費を勘案して定められる手数料の徴収に限られるため、富士山の入山管理および登山道などの整備、自然環境の保全にかかる費用に充当できるほどにはならない。 自然観光地における利用者負担の必要性が高まっていく中で、富士山の事例が参照されることになる。利用規制の法的根拠、納得感の得られる広報、持続可能な管理体制などの検証が課題である。